

議事要旨(1) 保険契約専門委員会における検討状況

冒頭、新井副委員長より 2014 年 7 月から 10 月までの IASB における保険契約プロジェクトの検討状況の概要について説明がなされた後、丸岡専門研究員より経過措置と有配当契約に関する IASB 会議の審議状況及び保険契約専門委員会における主な意見等について説明がなされた。

委員からの主な発言と、それらに対する事務局の回答は次のとおりである。

- ある委員より、主に次のような発言がなされた。
 - ▶ 経過措置及び契約上のサービス・マージン（以下、CSM）のアンロックの方法については、特に今後の IASB における審議において主要な論点となると思われるため、ASBJ としてどのような内容を主張するか、準備をしていくべきではないか。経過措置については、10 月の IASB 会議で新たに示された代替的なアプローチに関して保険契約専門委員会では公正価値に関する解釈が分かれていたものの、日本のように金利が大幅に低下している場合において、移行日時点における資本欠損の問題が仮に解決したとしても、累積 OCI が将来にわたってリサイクリングされることにより移行日以降の純損益に多大な影響を与えるという問題点があるのでサポートできないと考えており、ASBJ としてのスタンスを明確にすべきである。また、CSM のアンロックの方法についても、IASB の改訂 ED 後の再審議を通じてアンロックの対象とするキャッシュ・フローの範囲が明確になってきているので、ASBJ としてのスタンスを明確にすべきである。あわせて、アンロックの対象とするキャッシュ・フローの範囲に関する内容には不明確な点が引き続き存在するので、明確化を求めている。

これに対して事務局からは、主に次のようなコメントを行った。

- ▶ ASBJ としては、IASB における今後の議論、特に有配当契約に関する議論に対して、市場関係者の意見を踏まえながら、対応を固めていきたいと考えている。ご指摘のあった経過措置については、9 月の ASAF 会議にあたっての対応方針の検討内容も踏まえて引き続き検討していきたいと考えている。また、CSM のアンロックに関する議論への対応については、IASB において引受活動と投資活動を峻別することに問題があるとしながらも、経過措置に軸足を置いた対応を求めていくべきであるという意見がある一方、引受活動と投資活動を峻別した取扱い自体に反対していくべきであるという意見があり、財務諸表作成者だけでなく、利用者、監査人などの意見も聞きながら意見集約を図っていきたいと考えている。

以 上